

## 鳴尾浜連絡会 防災部会 規約

### (名称)

第1条 この会は鳴尾浜連絡会防災部会（以下「本部会」という。）と称する。

### (活動の拠点)

第2条 本部会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は鳴尾浜連絡会事務局とする。
- (2) 災害時は状況に応じ別途定めることがある。

### (目的)

第3条 本部会は、鳴尾浜産業団地内各企業の互助精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・津波・火災・風水害その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関するこ。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関するこ。
- (3) 防災訓練の実施に関するこ。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関するこ。
- (5) 防災資機材の整備に関するこ。
- (6) 他組織との連携に関するこ。
- (7) その他本部会の目的を達成するために必要な事項。

### (会員)

第5条 本部会は、鳴尾浜連絡会会員をもって構成する。

### (役員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 部会長   | 1名               |
| (2) 副部会長  | 2名               |
| (3) 防災委員  | 若干名              |
| (4) グループ長 | 5名（地域を5ブロックに分ける） |

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は部会長が指名したものとする。

- 3 役員の任期は、防災委員は3年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 部会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を行う。また、各グループ活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、企業に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 グループ長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、グループ活動の指揮を行う。

(会議)

第8条 本部会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回鳴尾浜連絡会総会の時に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、部会長、副部会長、防災委員、グループ長及びグループ委員によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他幹事が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本部会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要救護者対策、避難場所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本部会の会費は、鳴尾浜連絡会規約に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、鳴尾浜連絡会の会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回鳴尾浜連絡会監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成24年1月25日から実施する。

## 宣 言

鳴尾浜産業団地は「臨海産業団地」として生産・流通・厚生など多様な産業が整備充実されています。

われわれ鳴尾浜連絡会会員企業は「安全・安心」な企業環境を創りあげ円滑な運営を願うとともに、社会的貢献に努めているところです。

このたびの東日本大震災の教訓を踏まえて、今後、大規模災害が発生した場合、災害の同時多発・産業基盤の破壊、また関係防災機関の活動の制約等が予想されることを考慮した場合、被害を最小限にとどめるには、災害の初期段階において地域社会の自主的な災害応急対策を迅速かつ的確に遂行することが必要不可欠と考えております。

そこで、会員各企業の互助精神に基づく發意から、鳴尾浜連絡会自主防災組織を結成することに至りました。

この自主防災組織は、地域を5つのブロックに分け、情報、消火、救出・救護、避難誘導、連絡調整が組織的に運営できるよう防災部会を設置し、その指揮の基に活動を行うこととしました。

われわれは、会員相互の団結と協力のもとに鳴尾浜産業団地の自主防災意識を高め、定期的な訓練を通じて、より実効性のある「防災部会」の確立を目指して努力します。

ここに鳴尾浜連絡会自主防災組織「防災部会」の結成に際し宣言します。

平成24年1月25日

鳴尾浜連絡会 会員一同